

2026 年 8 月 31 日  
株式会社 かんぽ生命保険

## 2026 年 10 月 1 日以降に適用する前納払込保険料の改定について

株式会社かんぽ生命保険（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 大西 徹、以下「かんぽ生命」）は、2026 年 10 月から前納払込保険料を改定します。

### 1 改定概要

2007 年 10 月 1 日以降にご加入いただいたかんぽ生命の保険契約について、2026 年 10 月 1 日以降に適用する前納払込保険料を改定します。

かんぽ生命が管理業務を受託している簡易生命保険契約（2007 年 9 月 30 日以前にご加入いただいた契約）の前納払込保険料は改定の対象外です。

なお、前納払込保険料は、金利水準、金融情勢の変化およびその他の事情により決定します。金利水準等が変動した場合は、変更することがあります。

### 2 前納払込保険料

2007 年 10 月 1 日以降にご加入いただいたかんぽ生命の保険契約については、2026 年 10 月 1 日から以下のとおり前納払込保険料を改定します。

#### (1) 前納払込保険料の例

基本契約の月払保険料（口座払込み）を 10,000 円とした場合の前納払込保険料の例は次のとおりです。

[月払保険料 10,000 円]

| 払込年月数 | 【参考】<br>月払の場合 | 前納払込保険料     |             | 改定前後<br>増減率 |
|-------|---------------|-------------|-------------|-------------|
|       |               | 改定前         | 改定後         |             |
| 3 カ月  | 30,000 円      | 29,800 円    | 29,800 円    | 0.00%       |
| 6 カ月  | 60,000 円      | 59,500 円    | 59,500 円    | 0.00%       |
| 1 年   | 120,000 円     | 118,900 円   | 118,603 円   | ▲ 0.25%     |
| 2 年   | 240,000 円     | 237,700 円   | 236,314 円   | ▲ 0.58%     |
| 5 年   | 600,000 円     | 590,338 円   | 583,507 円   | ▲ 1.16%     |
| 10 年  | 1,200,000 円   | 1,167,112 円 | 1,144,936 円 | ▲ 1.90%     |
| 15 年  | 1,800,000 円   | 1,726,957 円 | 1,685,476 円 | ▲ 2.40%     |
| 20 年  | 2,400,000 円   | 2,271,457 円 | 2,206,018 円 | ▲ 2.88%     |
| 30 年  | 3,600,000 円   | 3,320,560 円 | 3,189,682 円 | ▲ 3.94%     |
| 40 年  | 4,800,000 円   | 4,318,579 円 | 4,101,571 円 | ▲ 5.02%     |

(2) 改定に係る留意事項

2026 年 10 月 1 日以降に保険料の前納払込みを行う場合の前納払込保険料を改定します。ただし、2026 年 9 月 30 日までに新規契約または契約の更新をお申し込みいただき、申込時に指定した払込年月数どおりに、第 1 回保険料を含む前納払込みを行う場合は、払込時期が 10 月以降であっても改定前の前納払込保険料を適用します。

【お客さまのお問い合わせ先】

かんぽコールセンター

電話番号：0120-552-950（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9：00～21：00

土・日・休日 9：00～17：00

（1 月 1 日～3 日を除く）

※個別のご契約に関するお問い合わせは、保険契約者さま本人からのお電話をお願いいたします。